

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月12日

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03(5575)1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03(5575)1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 43,650,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
2,788,650,000円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在の見込額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年6月5日付で提出した有価証券届出書及び添付書類である「取締役会議事録」の別紙「株式会社アイスタイル 第23回新株予約権 発行要項」の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正し、当該添付書類を差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(添付書類)

取締役会議事録

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権)

(1) 募集の条件

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(添付書類)

取締役会議事録

別紙 株式会社アイスタイル 第23回新株予約権 発行要項

(訂正前)

1. 新株予約権の名称 株式会社アイスタイル第23回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金43,650,000円
3. 申込期日 2020年6月19日

(省略)

(訂正後)

1. 新株予約権の名称 株式会社アイスタイル第23回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金43,650,000円
3. 申込期日 2020年6月22日

(省略)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	90,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	43,650,000円
発行価格	新株予約権1個につき485円(本新株予約権の目的である株式1株当たり4.85円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年6月19日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アイスタイル 財務管理部 東京都港区赤坂一丁目12番32号
払込期日	2020年6月22日
割当日	2020年6月22日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店

(省略)

(訂正後)

発行数	90,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	43,650,000円
発行価格	新株予約権1個につき485円(本新株予約権の目的である株式1株当たり4.85円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年6月22日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アイスタイル 財務管理部 東京都港区赤坂一丁目12番32号
払込期日	2020年6月22日
割当日	2020年6月22日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店

(省略)

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

(訂正前)

(省略)

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年6月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月7日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年6月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月25日に関東財務局長に提出

(省略)

(訂正後)

(省略)

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年6月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月7日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年6月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月25日に関東財務局長に提出

(省略)

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2020年6月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2020年6月5日)現在において変更の必要はなく、また、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

(省略)

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年6月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年6月12日)現在において変更の必要はなく、また、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

(省略)